

解体業、破砕業の許可取得の主な形態について

	解体業の許可 (第60条第1項)	破砕業の許可 (第67条第1項)
パターン1	A業者 [解体]	B業者 [破砕]
パターン2	A業者 [解体]	B業者 [破砕前処理] → C業者 [破砕]
パターン3	A業者 [解体]	[破砕前処理] → B業者 [破砕]
パターン4	A業者 [解体]	B業者 [破砕前処理] [破砕]

破砕前処理として主務省令指定する行為の 具体的な定義について（第二条第十四号関係）

1. 自動車リサイクル法における規定

自動車リサイクル法においては、解体自動車の「破砕」行為と圧縮その他の「破砕前処理」を区分して定義した上で、それぞれの処理を行うに当たって遵守すべき再資源化基準を別個に規定しているところ。

（定義）

第二条

14 この法律において「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。

（破砕業者の再資源化実施義務等）

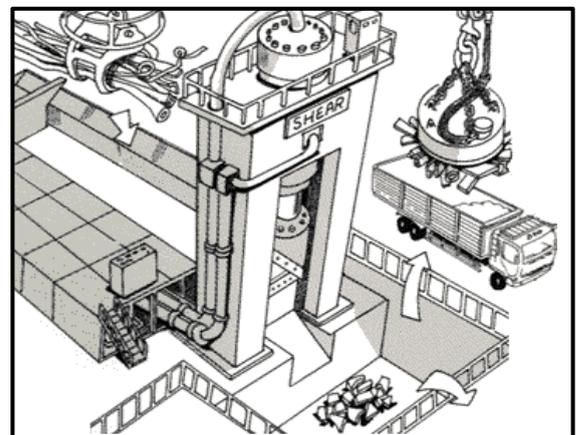
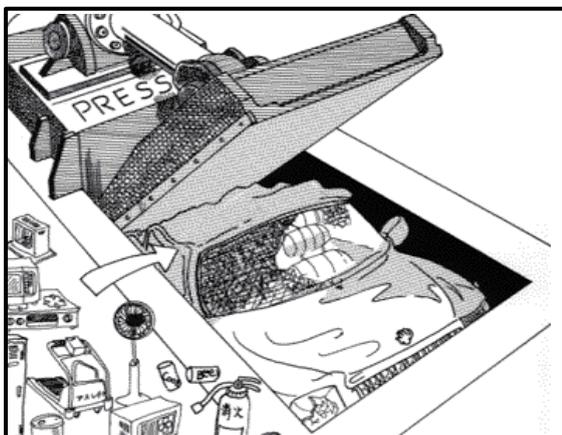
第十八条 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

4 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

5 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2. 現状

解体自動車のシュレッダー（破砕）の前処理としては、プレス（圧縮）とシャー（せん断）が存在する。



なお、(社)日本鉄リサイクル工業会が、何らかの処理設備を有している会員539事業所を対象に行った調査結果は以下のとおりであったところ。

- ・シュレッダー設備を有している事業所 107事業所
- ・プレス設備を有している事業所 343事業所
- ・シャー設備を有している事業所 445事業所

3. 検討のポイント

法第2条14号の主務省令で定める破砕の前処理は、次のとおりとするのが適切ではないか。

- ・ 圧縮
- ・ せん断

なお、有用部品として売却するため解体業者がバーナー、電気カッター、のこぎり等を用いて使用済自動車の前方部分を切断する行為（いわゆるノーズカット）等は「解体」の一環であり、シャー（せん断）には該当しない行為として整理する。一方、解体業者が圧縮設備を用いて解体自動車をプレス（圧縮）している場合があるが、これは破砕前処理に当たるものとして整理する。